

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）の一部改正

改正後	現 行
<p>1～5 [略]</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲について</p> <p>(1) 経営リース</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ. 簡易畜舎については、家畜の飼養環境の改善や衛生環境の改善を図り、畜産経営の健全な発展に資するため、より多くの意欲ある畜産農家が施設導入費等を削減し、経営合理化を推進できるよう活用いただくものです。</p> <p>当機構の経営リースで利用できる簡易畜舎は、肉用繁殖牛、肉用育成牛、乳用乾乳牛若しくは乳用育成牛のための畜舎、地鶏等の小規模な畜舎又は養豚農家における隔離舎等として利用するものとします。</p> <p>また、経費については、原則として次に掲げる基準事業費を上限とします。ただし、地域の実状等やむを得ない事由であることを一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に認めた場合には、特認事業費を上限とすることができるものとします。なお、特認事業費の適用を受けるに当たっては、施設整備に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、施設整備費が適切かつ最小限となるよう留意く</p>	<p>1～5 [略]</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲について</p> <p>(2) 経営リース</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ. 簡易畜舎については、家畜の飼養環境の改善や衛生環境の改善を図り、畜産経営の健全な発展に資するため、より多くの意欲ある畜産農家が施設導入費等を削減し、経営合理化を推進できるよう活用いただくものです。</p> <p>当機構の経営リースで利用できる簡易畜舎は、肉用繁殖牛、肉用育成牛、乳用乾乳牛若しくは乳用育成牛のための畜舎、地鶏等の小規模な畜舎又は養豚農家における隔離舎等として利用するものとします。</p> <p>また、経費については、原則として次に掲げる基準事業費を上限とします。ただし、地域の実状等やむを得ない事由であることを一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に認めた場合には、特認事業費を上限とすることができるものとします。なお、特認事業費の適用を受けるに当たっては、施設整備に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、施設整備費が適切かつ最小限となるよう留意く</p>

ださい。

簡易畜舎の種類	基準事業費(税抜き)	特認事業費(税抜き)
肉用牛舎	<u>35千円/m²</u>	<u>40千円/m²</u>
乳用牛舎	<u>35千円/m²</u>	<u>40千円/m²</u>
一般豚舎	<u>35千円/m²</u>	<u>40千円/m²</u>
分娩豚舎	<u>35千円/m²</u>	<u>40千円/m²</u>
鶏舎	<u>35千円/m²</u>	<u>40千円/m²</u>

※上記事業費には、ストール等附帯設備は含みません。

貸付けを希望される畜舎が、貸付施設等の簡易畜舎に該当するかどうかは、あらかじめ、当機構の担当者に問い合わせください。

[以下略]

3～5 [略]

6 貸付料について

(1) [略]

(2) 基準料率より低い料率とすることができる者について

ア. [略]

イ. [略]

ウ. 実施要領第3の4の(2)のイの(エ)及びウの HACCP 等の認証とは、総合衛生管理製造過程承認制度、ISO22000、FSSC22000、SQF2000、GRMS (Global Red Meat Standard)、IFS Food Standard、BRC GLOBAL STANDARD、JFS-B/C 又は JUSE-HACCP とします。都

ださい。

簡易畜舎の種類	基準事業費(税抜き)	特認事業費(税抜き)
肉用牛舎	<u>29千円/m²</u>	<u>33千円/m²</u>
乳用牛舎	<u>29千円/m²</u>	<u>33千円/m²</u>
一般豚舎	<u>29千円/m²</u>	<u>33千円/m²</u>
分娩豚舎	<u>29千円/m²</u>	<u>33千円/m²</u>
鶏舎	<u>29千円/m²</u>	<u>33千円/m²</u>

※上記事業費には、ストール等附帯設備は含みません。

貸付けを希望される畜舎が、貸付施設等の簡易畜舎に該当するかどうかは、あらかじめ、当機構の担当者に問い合わせください。

[以下略]

3～5 [略]

6 貸付料について

(1) [略]

(2) 基準料率より低い料率とすることができる者について

ア. [略]

イ. [略]

ウ. 実施要領第3の4の(2)のイの(エ)及びウの HACCP 等の認証とは、総合衛生管理製造過程承認制度、ISO22000、FSSC22000、SQF2000、GRMS (Global Red Meat Standard)、IFS Food Standard、BRC GLOBAL STANDARD 又は JFS-B/C とします。都道府県が独自に

道府県が独自に認証している HACCP や事業者が独自に認証している HACCP は対象としません。

また、認証取得に必要な施設を借り受ける者の確認については、法人経営において総会議事録の確認、個人経営においては誓約書の提出を行っていただきます。

7～12 [略]

1.3 貸付けの申請について

(1) [略]

(2) 貸付申請書の経由等

貸付申請者は、実施要領別紙様式の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書」を作成し、直接リースにあつては所属する団体（受託団体）に、間接リースにあつては所属する団体（借受団体又は転貸借受団体）を経由して機構に提出します。なお、受託団体は、[様式例1](#)の「畜産高度化支援リース事業貸付申請の提出について（進達）」に基づき機構に進達します（都道府県主務課の経由は必要ありません。）。

ただし、特認施設等及び家畜伝染病又は自然災害等の適用を申請しようとする場合は、都道府県主務課長の意見を付して当機構へ提出してください。

(3) [略]

(4) 貸付申請書の添付書類

ア～ク [略]

ケ. 実施要領第1の3に基づくチェックシート

経営リース、食肉リース及び生乳リースごとに、別表「チェックシート提出一覧」の借受者の区分に

認証している HACCP や事業者が独自に認証している HACCP は対象としません。

また、認証取得に必要な施設を借り受ける者の確認については、法人経営において総会議事録の確認、個人経営においては誓約書の提出を行っていただきます。

7～12 [略]

1.3 貸付けの申請について

(1) [略]

(2) 貸付申請書の経由等

貸付申請者は、実施要領別紙様式の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書」を作成し、直接リースにあつては所属する団体（受託団体）に、間接リースにあつては所属する団体（借受団体又は転貸借受団体）を経由して機構に提出します。なお、受託団体は、[様式例2](#)の「畜産高度化支援リース事業貸付申請の提出について（進達）」に基づき機構に進達します（都道府県主務課の経由は必要ありません。）。

ただし、特認施設等及び家畜伝染病又は自然災害等の適用を申請しようとする場合は、都道府県主務課長の意見を付して当機構へ提出してください。

(3) [略]

(4) 貸付申請書の添付書類

ア～ク [略]

ケ. 実施要領第1の3に基づくチェックシート

経営リース、食肉リース及び生乳リースごとに、別表「チェックシート提出一覧」の借受者の区分に

より、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づく「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックして提出
なお、各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、貸付開始日の属する年度の翌年度の4月末までに当該チェックシートを提出

コ～ス [略]

14～18 [略]

附 則 [略]

附 則

- 1 この留意事項の改正は、令和8年4月6日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正前の留意事項に基づき実施した貸付け及び貸付けに係る業務の取扱いについては、なお従前の例による。

より、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づく「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックして提出

なお、各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、別途指示する時期に当該チェックシートを提出

コ～ス [略]

14～18 [略]

附 則 [略]

別表 チェックシート提出一覧

1. 経営リース

	借受者 (実施要領第1の2の(1)のイの(ア)に掲げる者)	「みどりチェック」チェックシート	
		畜産経営体向け (様式例3①)	民間事業者・自治体等向け (様式例3③)
a	畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b	農業協同組合	○	
c	農業協同組合連合会	○	
d	農事組合法人	○	
e	農事組合法人以外の農地所有適格法人	○	
f	株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの。	○	
g	特定農業団体	○	
h	中小企業等協同組合		○
i	一般社団法人又は一般財団法人		○
j	公社		○
k	その他農業者の組織する団体	○	
l	協業組合		○
m	PFI事業者		○
n	地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体		○
o	第3セクター		○
p	消費生活協同組合		○
q	3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体	○	
r	土地改良区		○
s	上記aからrに掲げる法人以外のものであって、(a)自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産組織、TMRセンターであって直近3年以上の活動実績があること、及び(b)飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期(3年以上)に受委託に関する協定を締結していること	○	
t	その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの		○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(1)のウに掲げる再借受者を含む。

別表 チェックシート提出一覧

1. 経営リース

	借受者 (実施要領第1の2の(1)のイの(ア)に掲げる者)	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	
		畜産経営体向け (様式例3①)	民間事業者・自治体等向け (様式例3③)
a	畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b	農業協同組合	○	
c	農業協同組合連合会	○	
d	農事組合法人	○	
e	農事組合法人以外の農地所有適格法人	○	
f	株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの。	○	
g	特定農業団体	○	
h	中小企業等協同組合		○
i	一般社団法人又は一般財団法人		○
j	公社		○
k	その他農業者の組織する団体	○	
l	協業組合		○
m	PFI事業者		○
n	地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体		○
o	第3セクター		○
p	消費生活協同組合		○
q	3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体	○	
r	土地改良区		○
s	上記aからrに掲げる法人以外のものであって、(a)自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産組織、TMRセンターであって直近3年以上の活動実績があること、及び(b)飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期(3年以上)に受委託に関する協定を締結していること	○	
t	その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの		○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(1)のウに掲げる再借受者を含む。

2. 食肉リース

借受者 (実施要領第1の2の(2)のイの (ア)のaに掲げる者)		『みどりチェック』チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3②)	民間事業者・自治体等 向け(様式例3③)
(a)	食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合(食肉販売事業協)	○	
(b)	食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を超える区域をその地区とするもの(食肉販売事業連)	○	
(c)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの	○	
(d)	一般社団法人日本畜産副産物協会		○
(e)	公益社団法人日本食肉市場卸売協会		○
(f)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの		○
(g)	実施要領第1の2の(2)のイの(ア)のbに掲げる再借受者	○	

2. 食肉リース

借受者 (実施要領第1の2の(2)のイの (ア)のaに掲げる者)		環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3②)	民間事業者・自治体等 向け(様式例3③)
(a)	食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合(食肉販売事業協)	○	
(b)	食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を超える区域をその地区とするもの(食肉販売事業連)	○	
(c)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの	○	
(d)	一般社団法人日本畜産副産物協会		○
(e)	公益社団法人日本食肉市場卸売協会		○
(f)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの		○
(g)	実施要領第1の2の(2)のイの(ア)のbに掲げる再借受者	○	

3. 生乳リース

借受者 (実施要領第1の2の(3)のイ に掲げる者)		「みどりチェック」チェックシート		
		畜産経営体向け (様式例3①)	食品関連事業者向け (様式例3②)	民間事業者・自治体等向け (様式例3③)
(ア)	農業協同組合又は農業協同組合連合会	○		
	農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体が集送乳等契約を締結している中小法人であって理事長が認めたもの		○	
(イ)	乳業者が直接又は間接の構成員となっている事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は協業組合		○	
(ウ)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの		○	
(エ)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの			○
(オ)	牛乳販売店が構成員となっている商工組合		○	
(カ)	乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人		○	
(キ)	その他牛乳の流通に関する団体又は中小法人であって、生乳の流通の合理化のために理事長が適当であると認めるもの			○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(3)のウに掲げる再借受者を含む。

3. 生乳リース

借受者 (実施要領第1の2の(3)のイ に掲げる者)		環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート		
		畜産経営体向け (様式例3①)	食品関連事業者向け (様式例3②)	民間事業者・自治体等向け (様式例3③)
(ア)	農業協同組合又は農業協同組合連合会	○		
	農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体が集送乳等契約を締結している中小法人であって理事長が認めたもの		○	
(イ)	乳業者が直接又は間接の構成員となっている事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は協業組合		○	
(ウ)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの		○	
(エ)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの			○
(オ)	牛乳販売店が構成員となっている商工組合		○	
(カ)	乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人		○	
(キ)	その他牛乳の流通に関する団体又は中小法人であって、生乳の流通の合理化のために理事長が適当であると認めるもの			○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(3)のウに掲げる再借受者を含む。

様式例 3 ②

「みどりチェック」チェックシート（食品関連事業者向け）

「みどりチェック」チェックシート（食品関連事業者向け）

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		！ 該当する方へ
住所		申告時 (しました)
連絡先		報告時 (しました)

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
 ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
 ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
 ・※の記載内容に「該当しない」(◎は「と畜場である」)場合は□にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	エネルギーの削減、適正な施肥、適正な防除
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
<input type="checkbox"/>	悪臭及び害虫の発生防止
<input type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	農薬物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
<input type="checkbox"/>	⑧ ※と畜場でない場合（と畜場である□） 食品ロスの削減に努める
<input type="checkbox"/>	⑨ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑩ 資源の再利用を検討
<input type="checkbox"/>	生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑪ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑫ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

◎関係法令の遵守について、対象は、農薬物の処理及び環境に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品廃棄物の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報取り扱いについて＞
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について、確認しました →

様式例 3 ②

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

事業名： _____
 組織名： _____ 代表者氏名： _____ Ver.2.1
 住所： _____
 連絡先： _____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	① 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	② 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(3) エネルギーの削減	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	③ 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑫ みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑬ 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑭ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑮ ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑥ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑯ 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(5) 農薬物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	<input type="checkbox"/>	＜報告内容の確認と個人情報取り扱いについて＞ ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 上記について、確認しました→□ 注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。 注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。		
<input type="checkbox"/>	⑦ 農と畜場でない場合（と畜場である□） 食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>			

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

様式例 3 ③

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		
連絡先		

※交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組みてください。
 ※実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
 ※各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
 ※※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品廃棄物の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和46年法律第30号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合流伏流水利等の整備及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・記入いただいた個人情報は、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について、確認しました →

様式例 3 ③

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名： _____
 組織名・代表者氏名： _____
 住所： _____
 連絡先： _____

Ver2.1

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	② ② 適正な防除 ※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧ ⑧ 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	③ ③ エネルギーの節減 オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨ ⑨ 生物多様性への悪影響の防止 ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	④ ④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ ⑩ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑤ ⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ 環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	⑥ ⑥ 悪臭及び害虫の発生防止 ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪ ⑪ みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	⑫ ⑫ 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	⑬ ⑬ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	⑭ ⑭ ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	⑮ ⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
 この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
 ◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合がありますため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・記入いただいた個人情報は、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について、確認しました →